



長野県弁護士会

子どもの日 記念シンポジウム

～子どもの権利条例における相談・
救済機関の果たす役割とは～

令和7年5月18日(日)
午後1時30分～4時30分
(午後1時10分 受付開始)

長野市生涯学習センター
(TOiGO) 4階 大会議室2・3



入場無料・予約不要

●基調講演

半田勝久氏

(日本体育大学体育学部教授／小金井市代表子どもオンブズパーソン／武蔵野市子どもの権利擁護委員／名古屋市子どもの権利擁護機関参与)
子どもの権利条例における相談・救済制度の意義

●基調報告

掛川亜季氏

(弁護士／日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員／国立市子どもの人権オンブズマン)
『国立市子どもの人権オンブズマン』の活動報告

●パネルディスカッション

荻原健司長野市長を交え、長野市で制定に向けて議論されている子どもの権利条例の骨子案や他の自治体における第三者機関の運用状況、課題等の意見交換

虐待、いじめ、体罰、性被害等、子どもを取り巻く問題は多種多様で、現在、様々な相談窓口が設けられています。しかし相談項目が限定されていたり救済制度が設置されていないなど、子どもの視点に立った相談や救済について一層の検討が求められており、何でも相談できる窓口と第三者による救済制度が必要です。

「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」により平成27年に県に子ども支援センターが設置されましたが、基礎自治体では条例のある自治体は少数にとどまります。

現在、長野市でも子どもの権利条例制定に向けて市と市議会が一緒に議論を行う中で、相談・救済機関の設置・内容についても議論がされています。

そこで、実効的な相談・救済機関の設置を後押しするため、全国で先駆的に取り組まれている講師をお招きして市民の方々や他の自治体の皆様の理解を高めてもらい、荻原長野市長も交えて意見交換を行います。お気軽にご参加下さい。

主催：長野県弁護士会 共催：長野市・日本弁護士連合会

TEL.026-232-2104 <https://nagaben.jp>